

## 農業用施設証明の手続き

- 1 農業用施設証明申請書の提出（毎月25日締切り。ただし、月によっては数日前後  
します。）※毎月の締切日を確認して下さい。
- 2 証明申請書の書類審査（第1週～2週頃）  
補正がある場合は連絡しますので、すみやかに補正をお願いします。
- 3 現地調査会で審議（7日頃）
- 4 農業委員会総会で議決（15日頃）
- 5 証明書の交付（翌月の20日頃）

## 添付書類

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 証明願              | 2部<br>* 2部の内訳（農業委員会1部、証明用1部）                     |
| 2 位置図              | 1部 住宅明細図等。申請場所を色鉛筆等で明示。                          |
| 3 公図写              | 1部 法務局にて発行。申請箇所を色鉛筆等で明示。                         |
| 4 建物配置図            | 1部 公図に計画建物を記入。<br>施設面積と施設周辺の埋め立て面積がかいてあるもの。      |
| 5 登記簿謄本            | 1部 法務局にて発行。                                      |
| 6 農振除外証明<br>(軽微変更) | 1部 農林課にて発行。                                      |
| 7 その他              | ①土地改良区の受益地である場合は決済金の手続きが必要です。<br>*詳細は関係する土地改良区に。 |

## 審査項目

- 1 自己所有の農地を農地の保全、または、利用上必要な農業用施設（水路・農道・防風林）や、2アール未満の農地を農業経営施設（堆肥舎・畜舎・収納舎等）に転用する場合、許可は要しないことになっています。（農地法施行規則第5条第1号）  
しかし、農業者年金事務手続き等証明が必要な場合がでてきたため証明をするものです。農業経営施設の場合、その土地が2アール未満であることが条件となります。
- 2 この他、転用にあたるため農地法第4・5条のチェックポイントに準じて審査します。
  - ・ 2アール未満の農地・・・施設面積＋施設周辺の埋め立て農地が2アール未満であること